平成２１年（フ）第２１０８２号
東京都品川区荏原２丁目９－８－601
債務者　狩野万里子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０８４号
東京都板橋区高島平２丁目33－３－703
債務者　松田　昭雄
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０９９号
千葉県浦安市猫実５丁目12－12－402
債務者　吉野　一幸
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１００号
東京都板橋区高島平２－32－２－311、住民票上の住所神奈川県川崎市中原区木月２丁目13－12－Ｄ－３
債務者　宮坂　　進
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１０１号
東京都大田区蒲田４丁目24－７－308
債務者　原田　幸治
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１０６号
東京都日野市神明３丁目９－201
債務者　成田　義民
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１０８号
東京都世田谷区上馬４丁目11－20－701
債務者　服部　佳子（旧姓市川・岡村）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１１１号
東京都豊島区池袋２丁目54－５－708
債務者　櫻井　尚子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１１３号
新潟県上越市柿崎区上下浜859
債務者　小山亜希子（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１１８号
東京都練馬区練馬１丁目32－12
債務者　金田　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１２４号
東京都台東区日本堤１丁目12－５－202
債務者　八柳　正志
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１２５号
東京都練馬区光が丘３丁目３－２－922
債務者　今野　彰子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１２６号
東京都小平市花小金井１丁目30－14
債務者　中谷　友美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１２９号
東京都足立区神明１丁目６－12　鈴木コーポＢ棟202
債務者　小林　有三
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１３０号
東京都世田谷区太子堂３丁目３－11－103
債務者　幸田　泰尚
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部